災害速報

Ｎｏ．１５１
（平成２１年２月２５日発行）
《建設業労働災害防止協会宮城県支部》

発電所地下放水路の貯水部にはまり、溺死！

-- 作業箇所周辺の情報把握を念入りに行なおう --

☆　平成２１年２月２１日（土）、午前１１時過ぎころ、栗原市に所在する発電所の地下放水路内で作業員が溺死する事故が発生しました。（平成２１年の県内発生２件目）

☆　発注・請負系統は、電力会社 → 元請（全国展開企業） → 一次下請（県内総合業者） → 二次同 → 三次同（県内型枠大工）です。

★　工事箇所は、発電所から出る水を外部へ導く地下放水路（コンクリートで巻き立てられたトンネル）の内部で、損傷したトンネル壁面をモルタルで補修する工事をしていました。

★　配置された作業員は、型枠大工２名（Ｂさん、Ｃさん）と被災したＡさん（62 歳、男、型枠大工）の３名でした。作業は、補修のために壁面の損傷部にモルタルを注入するものです。型枠はＢさんとＣさんが立坑直下付近で簡単な加工作業などをし、型枠設置の時にはＡさんも押さえる役をしていました。

★　被災時、ＢさんとＣさんが作業中、上流方向から大きな声と水音が聞こえ、Ａさんが見えないので確認したところ、水面にヘルメットが浮いているのを発見、二人は自力での救助を試みたもののかなわず、消防に通報してＡさんを引き上げたが死亡していました。

★　立坑直下付近から補修作業箇所までは照明が設置されていたが、被災箇所付近まで届かず漆黒の闇の状況だった。なお、立坑直下のすぐ上流（貯水部方向）は資材置場として利用していた。

☆　Ａさんは当日、手元の役割のため、Ｂさんらが加工作業時は手空きとなる状態であったため、その際に被災地点へ行ったものと思われます。ただし、資材置場から貯水部までは立ち入る必要がない箇所であり口頭では立入禁止の指示がされていたようです。また、１０時には地上で一服がとられていました。

☆　Ａさんが資材（高さ約 0.5m、奥行約 2m）を乗り越え、17m 離れた地点へ行った理由は不明です。本件の未然防止策を高ずることは容易ではないと思いますが、事前に酸欠危険場所の有無、本件被災箇所のような「危険要素」について念入りに確認する、加えて、非常灯の準備などの対処が望ましいと思われます。
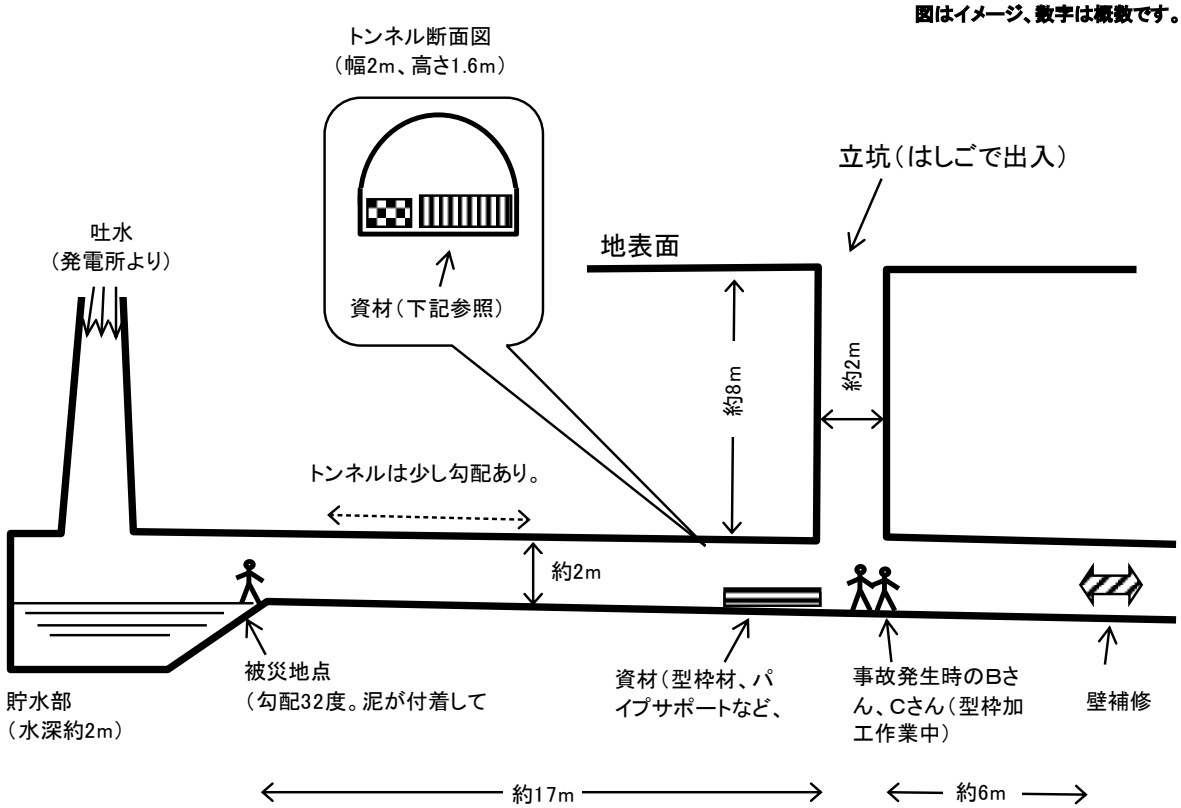
図はイメージ、数字は概数です。